

令和元年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和元年9月18日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和元年9月18日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和元年9月18日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和元年9月18日 14時8分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課長兼 総務財政課 担当課長	小林慶純	○	
	副町長	青柳良明	○	建設産業 課長	石川久仁洋	○	
	職員力 向上担当 参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課長	増田好宏	○	
	総務財政 課長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局長	穂森美枝	○	議会事務 局次長	草水英行	○	
会議録 署名議員	1 番	西岡良祐		2 番	西 昭夫		
議事日程	別紙のとおり						
会議に	別紙のとおり						

付した事件	
会議の経過	別紙のとおり

令和元年第3回笠置町議会会議録

令和元年9月11日～令和元年9月27日 会期17日間

議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月18日 午前9時30分開議

- 第1 報告第2号 平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第2 議案第35号 笠置町印鑑条例一部改正の件
- 第3 議案第36号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第4 議案第37号 笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件
- 第5 議案第38号 令和元年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第6 議案第39号 令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、報告第2号、平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書の件について、報告を求めます。報告者は、大きな声ではきはきと説明し、答弁のほうをしてください。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第2号、平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書の件について、報告をいたします。

地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことから、御報告させていただくものでございます。

この決算につきましては、去る7月2日に開催されました理事会において認定されたものでございまして、平成30年度中における本町の土地の取得、売却及び平成30年度期末残高はございません。

以上、報告をいたします。

議長（杉岡義信君） これで、報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第35号、笠置町印鑑条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第35号、笠置町印鑑条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法施行令等の一部が令和元年11月5日に施行されることに伴い、関係する当町の印鑑条例についても改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号、笠置町印鑑条例一部改正の件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由を申し上げましたとおり、旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法施行令が令和元年11月5日から施行されることに伴いまして、当町の関係条例を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、女性活躍の観点から、住民票や個人番号カードへ旧氏の記載を可能とするもので、当町におきましては、印鑑条例を改正するということでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。

第6条につきましては、今回の改正にかかわります住民基本台帳法の施行令の条項の文言整理でございます。同じく第6条の第2号におきまして、「その他氏名」の次に「旧氏」というものを追加して記載しております。第7条の印鑑登録原票でございますが、ページめくっていただきまして、第3号になります。こちらに「旧氏を記載する」というところが表記されているもので、あわせまして、磁気ディスク等文言整理、またカタカナ表記等の記載と整理をさせていただいたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号、笠置町印鑑条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第35号、笠置町印鑑条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、令和元年内閣府令第8号、いわゆる幼児教育・保育の無償化に伴う改正が本年5月31日に交付されたことに伴い、所要の改正を実施するものでございます。施行日は、令和元年10月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページをごらんください。

笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、利用者負担額等の受領、第13条第4項第3号の改正につきましては、国の制度改正によりまして、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上については、保育料は無償となりますけれども、食事の提供について、副食費の実費徴収が生じることとなります。そのため、第3号を削除し、食事の提供に要する費用の実費徴収が生じないこととする改正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第36号、笠置町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第37号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第37号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

水道法昭和32年法律第177号の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、関連する笠置町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第37号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について、改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、更新手数料を定めるための改正等を行っております。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

2ページをごらんください。

初めに、給水装置の基準第4条では、水道法の改正による水道法施行令の条番号のずれを改めております。

次に、手数料第32条では、指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、更新手数料を1件につき1万円として新たに定めています。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行します。

以上で、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について、説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。今回の改定は、いわゆる給水装置を工事する業者、5年ごとに更新をする際に手数料がかかる更新の制度が導入されたということになるんですけども、この更新の制度が導入された経緯、なぜ導入されたのか、その経緯とか意義について、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

法改正の背景といたしましては、現行制度は新規の指定のみで、旧廃止等の実態というのが反映されづらく、届け出が必要というふうにされておりましたが、全国的になかなか届け出がない場合が多いという状態でございます。こういった課題の対応のために、指定業者の資質の保持、向上、実態との乖離防止のために更新制が導入されておるものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

木津川市などでは、資質の向上ということで研修会等を開くということでお聞きをしているわけですが、当町においても、そうした資質の向上ということで、何らかの講習会など、そういった手だてを打つというような予定はあるのでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

指定業者の資質向上の対策としてということでございます。笠置町のほうでは、更新申請をされる際、指定給水装置工事事業者の講習会というのがあるようでございます。そういったことを受講できているかどうか、そういったことを確認させていただいて、確認作業を行うということをする予定にしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

向出議員もいろいろ質問されたので、私は簡単なことだけ質問します。

手数料が1件につき1万円ということは、これは、消費税は込みなんですか、それとも、そういうことはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の定数料につきまして、消費税が込みなのかどうかという御質問でございます。国や地方公共団体の事務にかかわる手数料というのは非課税とされておりまして、今回の手数料につきましては、更新にかかわる事務手数料であるために課税対象とはなりませんので、税というのは含まれておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

質の向上ということで、この条例改正があるということなんですけれども、先ほど課長の説明だと、よその地域でもしているからやるというふうな聞こえ方ができんでもない。笠置町の給水施設がどうやったらずっと安全に担保されているかというところに重きを置いてこの制度を活用されるのであろうか。それとも、周りが右に倣えでやっているからみたいな話なのか、どこにきちんとした目的があるのかなというのを聞きたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正につきましては、当初最初から申し上げておきまして、水道法の改正に伴いまして、5年ごとの更新制が導入されたことに伴いまして、今回指定給水業者の更新が必要ということで条例改正をさせてもらっております。そういった中で、実際に更新をする必要があるのかなのかということにつきましては、法律で定められておりますので、これはもうすることということになるわけですが、手数料を徴収することにつきましては、当然業者さんのほうにも御負担をかけることになります。

しかしながら、更新制の導入というのは、指定業者の質の向上を図る、それを確認していくという目的がございます。また、簡易水道は特別会計ということになっていることから、地方自治法でも徴収できるということになっております。水道料金というのは、住民の方にも御負担をかけた中で、また今回の消費税増税の中で御負担をかけておるところでございます。そういった中で、この特別会計の場合、徴収していくという選択肢に本町としては至ったところがございます。

また、近隣の状況というのは、当然無視できるものではございませんし、皆さん、業者さんも笠置町に出される場所も、ほかのところにも当然同じように登録をされていくという中で、一定の均衡性というのは当然保たなければならないということで、周りの情報というのは当然聴取した中で決定はしております。しかしながら、これを進めていく、いかないということにつきましては、町の決裁の中で進めているところがございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。いろいろ資格の中で更新料というのは、特にドローン、ドローンも何年に一度か、今ちょうど更新なんです。1万6,200円払って、テキストで、ウェブ上で試験を受けるんです。その1万何がしと試験を受けて、初めて資格が継続できるというふうなシステムになっているんです。笠置町が、どこが目的なのか。質の向上が目

的なのか、お金をもらうことが目的なのか。単純に言えば、笠置町が水道を廻していくのには財源が確実に乏しいというのがあるんやったら、2万円なのか3万円なのかみたいな検討はされたのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

指定業者のことにつきましては、先ほども向出議員の御質問でありましたように、資質の向上の中で指定給水業者として講習会を受けていただく、そういったことを5年ごとに確認していきたい。また、資格で、給水装置の工事主任技術者というのを、1人ないし、そういう技術者をに入れてもらわなければならないとことがあります。そういった方が当然更新されて、その技術者がちゃんとその業者さんにおられるかどうかということも5年ごとにちゃんと確認していきます。また、営業時間なり対応できる工事なり、5年ごとにそれぞれを確認していくという作業が必要になってくると思います。そういったことで、5年ごとの更新制度というのは必要になってくるのではないかなというふうに思います。

また、金額について検討したかということでございます。そういった中で、新規手数料が1万5,000円という設定をさせていただいています。同等の1万5,000円がいいのか、それとも今回提案させてもらっております1万円がいいのか、また徴収しないのかというような中でも、課内の中でも決裁の中でもいろいろ審議させていただきました。こういった中で、ガイドラインというのが示されておまして、指定給水工事事業者更新制導入に伴うガイドラインというのがございまして、人件費や事務相当費を含めた中で、更新手数料というのは1万円が妥当であろうというような結論の中で、こういう提案をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 本当に質の向上を守っていただいて、安心安全で、事業者が心置きなく仕事できる環境、職員が安心して仕事をできる環境をつくっていただきたいと思います。質問は以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この条例変更というのは、指定業者の資質の維持向上であると思うんですよ。我々、運転免許でもそうですよね。だから、5年に1回そういうことを確認していくということで、目的でやっておられると思うんですけれども、更新できる要件とかそういうものは、別の決ま

りで決まっているんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

更新できる条件ということでございます。これは、新規の登録といいますか指定と同じでございまして、当然規定様式の提出というのものもあるんですけれども、指定されている機械器具を持っているか。また先ほども言いましたように、給水装置工事主任技術者というのが置かれているかということが主たる要件ということになってくると思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

更新制が導入された背景、1つとして先ほど触れられましたけれども、業者が本来基準を満たさないといけない管を使っていなかった例とか、そういうちょっと基準に満たないような工事をしている業者もあったという中で、1つの理由として、こういう更新制が導入されてきたというふうに思うんですけれども、その中で、更新の際、過去の業者の実績とかトラブルとかそういうことも勘案されていくのか、そのあたりのことについてはどうでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、向出議員の御質問の中で、工事に対していろいろ不備があったのではないかと、そういう背景の中でこういう更新もあったのではないかとということでございましたけれども、そういうことではなしに、業者さんが廃業されていたり、またお願いしても技術者がいなかったりとかいうようなことがあったと。そういった中で、実態と現状と過去の申請された状態と違うことが多かったのということで、決して業者さんのほうでそういう不備があったということではなしに、こういうことが、新規だけで済ませてしまいますと、年数がたつにつれて、そういった違い、乖離が出てくる。その状態を打破するために、今回の改正が設けられたということでございます。町内におきましても、そういった不備といいますかいろいろトラブルとかいうのは、私のほうでは今聞いていないような状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第37号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時09分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第5、議案第38号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第38号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額15億3,088万7,000円に、歳入歳出それぞれ5,340万4,000円を追加し、歳入歳出総額を15億8,429万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費では、笠置いこいの館に関連する費用として1,211万1,000円を計上、プレミアム商品券事業に1,570万円を計上しております。民生費では、介護保険特別会計繰出金として236万1,000円などを計上しております。消防費では、防火水槽維持修繕費用として140万円を計上しております。また、4月人事異動による人件費精査に伴う人件費の増額分を計上しております。

歳入の主なものは、国庫補助金や府補助金、ふるさと基金からの繰入金、諸収入や過疎債等を充当しています。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) それでは、議案第38号、令和元年度笠置町一般会計補正予算

(第4号)の件について、御説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の予算について説明いたします。

まず、歳入歳出の前に、7ページをお願いいたします。

第2表で、継続費の補正を計上しております。

まず、追加として、笠置町総合計画策定業務につきまして、本年度と来年度の2カ年で作成することから、追加計上させていただいております。

次に、変更として、第8期介護保険事業計画策定業務につきましては、今回この事業費の総額が確定いたしましたので、事業費総額の補正及び年割額につきましても補正をさせていただいております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳入のほうから説明させていただきます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で83万8,000円の増額補正をしております。介護保険料低所得者保険料軽減拡充に伴う事業費の2分の1の額を計上させていただいております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、プレミアム付商品券の発行事業にかかわる国庫補助金として、314万円を計上しております。

3目衛生費国庫補助金では、浄化槽設置整備事業交付金として、2万7,000円の増額補正をさせていただいております。

14款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金では、民生費国庫負担金でも計上しております介護保険料低所得者保険料軽減負担金の2分の1の額を計上させていただいております。

2項府補助金、2目民生費府補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金として、10月からの幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修等の補助金として、54万円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

3目衛生費府補助金として、浄化槽設置整備事業補助金として、2万7,000円の増額補正をさせていただいております。

16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金として、ふるさと納税をいただきました指定寄附金として、9万9,000円を計上いたしております。

1款繰入金、1項基金繰入金、2目高度情報ネットワーク整備基金繰入金として、高度情

報ネットワークの修繕に12万6,000円の増額補正をしております。4目ふるさと基金繰入金としては、いこいの館維持管理経費として1,210万8,000円を計上しております。

18款繰越金、前年度繰越金としまして、2,583万7,000円を計上しております。

こちらについては財源留保しておりますが、今回の財源不足として計上させていただいたものでございます。

14ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項雑入、2目雑入では、プレミアム付商品券販売収入として、1,256万円を計上いたしております。京都府町村監査委員協議会研修参加経費助成金として3万円も計上しております。

20款町債、1項町債、1目臨時財政対策債では、臨時財政対策債の発行可能金額が決まりましたので、1,164万7,000円の減額をしたものでございます。

8目衛生債では、大谷処理場大規模改修にかかわる起債として、930万円を計上しております。

歳入については、以上となります。

続きまして、総務財政課所管の歳出について、説明させていただきます。

なお、各費目における給料、職員手当等人件費にかかわる経費につきましては、先ほど町長が説明させていただいたとおり、4月人事異動に伴います人件費精算に伴う増額分の計上となっておりますので、説明は割愛させていただきますので御了承ください。

それでは、歳出、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、310万9,000円の増額補正を行っております。13節委託料で82万3,000円を計上しております。内訳としましては、職員のストレスチェックとして7万3,000円、次のページにまたがっていますが、16ページになります。令和2年1月より事業を予定しておりますふるさと納税ポータルサイト委託料として、75万円を計上しております。

19節負担金及び交付金では、110万円を計上しております。内訳といたしましては、基幹システムの更新サポート負担金として、72万円を計上しております。また、まちづくり事業補助金は、38万円を計上させていただいております。こちらは、各地区で取り組んでいただく事業や金額がふえてきております。その関係で、今回38万円を計上させていただきました。

3目財産管理費では、ふるさと納税いただきました10万円をふるさとづくり基金として積み立てるため、補正計上をいたしております。

5目財政管理費といたしまして、74万6,000円の増額補正をしております。相楽東部広域連合から中央公民館が普通財産として返還されるため、維持管理に係る経費や備品購入費では、議会事務局及び宿直室の空調設備の更新費用として、32万6,000円を計上しております。

18ページをごらんください。

下段ですが、6項監査委員費、1目監査委員費、旅費といたしまして、9万3,000円を計上いたしております。監査委員が全国町村監査委員協議会被表彰者となることから、東京での表彰式等に出席するための費用を補正計上いたしております。

23ページをごらんください。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費では、工事請負費として、防火水槽のフェンスの維持修繕工事を行うため、140万円を計上いたしております。

以上、総務財政課所管のものについて、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

税住民課所管の補正予算について、説明させていただきます。

予算書につきましては、21ページをお願いいたします。

21ページ中段、4款衛生費、2項清掃費、2目し尿処理費でございます。8万2,000円の増額を計上させていただいております。合併浄化槽の更新と申しますか、新規の申し込みが本年度多数ございました。そのものにつきまして、不足分を計上させていただいております。財源は、歳入のほうで説明がありましたように、国庫及び府のほうから支出があります。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） それでは、保健福祉課が所管します歳出予算について、主な事業を御説明させていただきます。

予算書の19ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、107万7,000円を計上させていただいております。主なものとしまして、報酬で11万円を減額し、報償費に組みかえております。これにつきましては、自殺対策計画策定委員会を東部3町村合同で設置するこ

とになりましたので、法定協議会の位置づけが難しくなったことに伴いまして、報償費に組みかえております。また、3町村それぞれから委員を出すため、委員数が減少し、減額となっております。

続きまして、同款、同項、4目老人福祉費で、216万4,000円を計上させていただいております。主なものとしまして、繰越金で、236万1,000円を計上しております。これにつきましては、介護給付費や低所得者保険料軽減負担金等でございます。

続きまして、同款、同項、5目老人福祉施設費で、補正額305万4,000円を計上しております。主なものとしましては、20ページをごらんください。工事請負費として、190万円計上しております。これにつきましては、本年9月1日から供給元のいこいの館の休業に伴いまして、デイサービスのみ引き続き温泉を供給することは温浴再開の可能性が不確実な現状で非効率であることと、デイサービス使用時の温度管理が頻繁に不安定な状況になりますことから、デイサービス単独での給水給湯設備を整備するものでございます。

続きまして、同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、補正額23万5,000円を計上しております。主なものとしまして、需用費で3万5,000円、これにつきましては、送迎バスの交通安全や事故防止対策としまして、幼児や児童の送迎時に、バスに張るステッカーの購入でございます。備品購入費につきましては、保育の無償化に伴いまして、交付金を活用して、備品を整備するものでございます。

保健福祉課が所管します予算については、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします補正予算を説明させていただきます。

今回計上させていただきます補正額の主な事業内容は、9月18日から3月末日までに要する笠置いこいの館管理運営費用及び観光誘客PR経費でございます。

それでは、各費目ごとに御説明させていただきます。

予算書16ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、7節賃金、アルバイト賃金といたしまして、いこいの館事務スタッフ及びいこいの館機械設備運用スタッフに160万7,000円、商工観光課アルバイトの賃金といたしまして49万4,000円、合計210万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、8節報償費、日本遺産登録申請を見据えました町なか案内語り部講座の講師謝金に5万円、また有識者の謝金に5万円、観光PR活動に要する記念品等に17万6,000円を計上させていただきます。

9節旅費、普通旅費といたしまして35万6,000円、11節需用費、消耗品費4万円、観光パンフレット増刷費等に37万円、いこいの館光熱水費に839万2,000円、12節役務費、電話代等いこいの館に関する通信運搬費といたしまして21万2,000円。17ページをお願いいたします。13節委託料、石の国笠置町ホームページの維持管理費に3万円、いこいの館施設管理費に172万9,000円、観光誘客を目的としたPR活動費といたしまして、ラジオ放送委託費に24万円、JR車両中吊り広告費用に36万円。14節使用料及び賃借料、いこいの館の事務費リース料に17万1,000円、笠置町の石の国ホームページの著作権使用料に2万円。19節負担金補助及び交付金に、プレミアム商品券事務の換金に係る費用といたしまして1,570万円、以上企画費といたしまして、2,999万7,000円を増額補正させていただきます。

続きまして、9目通信施設管理費、需用費修繕料といたしまして、高度情報ネットワークで各家庭の引き込み線、こちらの修繕工事費といたしまして、12万7,000円を計上させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今の出してもらった資料の16ページなんですけれども、ここにまちづくり事業補助金38万円という金額が出ているんですが、この明細を詳しく御説明ください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正としてまちづくり補助金38万円を計上させてもらった内訳ということですが、昨年度から要綱が変わりまして、各地区が行う事業につきまして、30万円までは、内容によりますけれども、全額町が補助するという形になっております。今回も数多くの補助申請が出ておりまして、30万円以上補助する事業費もございますので、残りまだ申請されていない地区もございますので、最低30万円各地区が使用できる金額を確保するため、38万円を計上させていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、詳しく説明してくださいというようにお願いしたんですけれども、今言われました回答は、こちらもわかっているんですよ。しかし、38万円という金額はどういう金額か、その明細を教えてくださいと言っているんですよ、私は。わかりますか、38万円ですよ。なぜ出されたのか、その明細を教えてください、お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の質問にお答えします。

失礼しました。明細ということで、各地区が30万円は全額補助ということで、まちづくり補助金を申請してくるだろうということで、6地区ありますので180万円当初計上させておりましたが、地区によりましては30万円以上の事業を申請してきておる地区もございますので、このままでいきますと、まだ申請していない地区もございますので、その地区が30万円は確保できる、今38万円分が足りないというような状況となっておりますので、今回改めて補正で計上させていただいたというところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

回答はそれでいいんですけれども、この38万円という地区はどこなんですか。今6地区と言われましたね。6掛ける3で180万円という金額ですね。38万円という金額はどこ地区なんですか。そういうことは説明できますか、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在支出済の金額でございますが、4地区、北部区、東部区、切山、南笠置というような形で申請は出ております。ですので、まだ申請の出てきておらない飛鳥路区分であったり、南部区も補助金の全額は、30万円までは至っていないということもあります。また、西部区につきましては今現在申請が出てきておるような状況ですので、まだ今申請をされていない、飛鳥路区さんだっけの分を、申請を確保するために補正というような形で計上させていただいております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

総務管理費の委託料、ストレス業務委託というのは、どんな事業をされるんでしょうか。職員が今病欠等聞いておりますが、ストレスチェックをして、どこに最終的には目的があるのかまで、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

労働安全衛生法がこの4月1日に改正されたことについて、ストレスチェックをしないというような形で義務づけられております。全職員に、アルバイトを含めて、要件はあるんですけども、全職員に対してストレスチェックをさせていただいて、今現在のそれぞれの個人のストレスに対する総合評価であったりとか、またストレスの要因とか心や体にあらわれた反応とかを、アンケート形式でお答えいただくんですけども、それで、まずは各職員が御自身で自分の体の状況を知ってもらおうと。その内容については、事業者は、本人の許可なくは、内容までは細かくは見られませんので、全体として、こういった方がおられるかという一枚ペーパーが来る予定になっております。それに基づいて、やっぱり事業所として、そういった高ストレスの方がおられたら、個人でそういった医者の方に行ってもらおうきっかけづくりをしてもらうであったりとか、町としても、ストレスの原因をなくす、改善する方向で、内容を改善していくように役立てていきたいというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

課長が一番ストレス感じているのかなと思って心配するんですけども、何が言いたいかという、今働き方改革とかいろんなことが世間で言われている中で、厚生労働省もこういう仕組みをつくってきいているのかなと思うんですけども、結局アンケートは、提出したからどうやねんという話で、これがどう活かされるのか。国がなんでこれを出してきたんかということ末端の町村がしっかり考えて、7万3,000円で済む業務委託が、どのように7万円以上の価値を生み出すのかというのを考えないと、国がこういうお金をつけてくれたから、アンケートすんねんでは、単純にアンケートをするだけでも職員の負担になるかもしれないですよ。どうせ意味のないアンケートと思いながらアンケートをするのはすごい苦痛じゃないですか。これがストレスですけどもみたいな話に僕はなりかねないと思うんですよ。課長、このお金、どう活かされますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この金をどう活かすかということですので、議員おっしゃったように、今心や体の不調を訴える職員が全国的にも多くなっているということもありますので、この結果をもとに、働いている職員がメンタルヘルス等の不調になることを未然に防止できる、また高ストレス

者がふえることであつたり、職場の問題点の把握が可能となると思われますので、職場改善の具体的な検討がしやすくなると思われますので、このストレスチェックをもとに、職場改善にも努めていきたいというふうにも考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

課長、ということは、今笠置の役場の中に、そういういろんなストレスを抱えた職員がいっぱいいるということは理解しているというような答弁かなと僕は思っているんですけども、そもそも根っこの部分がどこにあるのかということを考えないと、こういうお金を使う意味がないと。

ストレスフリーな社会なんてないとは思っているんですよ。ストレスがあるから、楽しいことも理解できるし、やりがいが生まれてくると思うんですけども、どこにストレスがかかっているのかということをもみんなで共有したりとか、そういうことを考えないと、僕はこの7万3,000円、別に国がやりなさいといったからといって、やらなきゃならないのかと。端的に、コミュニケーションがとれていれば、わかりますよね。担当課レベルなのか、それとも役場全体なのか。そもそもこういうアンケートをとらなあかんという時点で、コミュニケーションがとれてないという話なんやと思っているんですよ。その辺が見えないような事業をふやして、本当に今の笠置のためになるのかというのが僕は疑問で、本当にいいこのアンケートのときもそうなんですけれども、アンケートはすごいぼやけるんですよ。難しい。2択にするのか3択にするのか4択にするのか5択にするのかみたいところが本気で考えてあるようなアンケートなのかどうなのかも僕らわからないし、7万3,000円が安い高いという話じゃなくて、ストレスをチェックすることによって何がよくなるのかというのをやっぱりここできちっと説明できないと、全ての事業に対して言えることなんですけれども、意味がないんですよ。その辺、どうお考えになりますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

多かれ少なかれ職員はストレスを抱えているということで、コミュニケーションをとっていけばわかるということもあるかもしれませんが、こういったストレスチェックをすることによって、自分のストレス状態を客観的にそうしたストレスチェックで見ることができるとというのが、自分が今受けているストレスがどの状態なのか、客観的に、全体的に見たら高ストレスなのか。いや、まだ自分が思っているよりも、感じているのかとか、まずは、

自分のストレス、みずからの状態を知ってもらうことが大切なことなのかなというふうには思っております。それに基づいて、今コミュニケーションできていない可能性もありますので、そこら辺も、ストレスチェックをまずは受けていただいて、面接指導とか次につなげていく環境を整えやすくすることも必要であるのかなというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今ストレスチェックのことで客観的と言われましたけれども、客観的な分析法というのは、統計的に、例えば労働時間と実際の疾患との関係を調べるとか、そういうことだと思うんです。今の話では、ちょっと答弁がおかしいんじゃないかと思ったんですが、ストレスチェック、自分の状況を冷静に見るといふ点では言われるとおりにかもしれないですけども、客観的というのではないんじゃないかと。ちょっとそのあたり、きちっとせつかくお金をつけてされるわけですから、本当にどういう効果があって、どういうものを分析しようとしているのかもう少しきちっとされないと、ちょっと今の答弁では、本当にきちっと把握されて進められているのかちょっと疑問を持つんですが。

それで、例えば労働時間と疾患の関係というのは一般にわかっていますから、労働時間問題、例えば長時間問題を解決するというのは、実は調べなくても解決しなければいけない課題というのはわかっていると思うんです。そういうこともありますので、ストレスチェックで、どういう項目を設定して、何を知りたいのか。こういう方法でなければわからない、項目を調べなければ意味がないというふうに思うんです。だから、その改善をきちっともしてきていないのであればお願いしたいですし、今の答弁だとちょっと疑問が残りますので、その点、もう少しきちっとしていただきたいということで、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、今回のストレスチェックで何を知りたいかということで、同じ答えの繰り返しになるかもしれませんが、まずは、ストレスチェックを職員の方に受けていただいて、みずからの状態やストレスの原因などを把握していただくのが目的でございます。

それから、その次に、ストレスチェックの実施者から必要なアドバイス、こういうふうに対処したらいいよというようなアドバイスを受けることができます。また、高ストレスの場合は、面接指導も受けることで、仕事、就業上の措置にもつながるといふふうにも考えております。

それから、客観的なということでございますが、私の回答もちょっと言葉足らずで申しわけないんですけども、すみません、各個人にストレスチェックの結果が来るとともに、事業者のほうにも、事業の全体としての結果が来ます。それについては、市町村の役場では全国的にこんな状況ですよというようなことと比較することができるということで、客観というようなことをちょっと言葉で説明させていただいた次第でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今言われましたように、働いている方本人も自覚していない問題があったりとか、個人の工夫で解決できる部分というのはたしかにあるかもわからない、そういう中では、こういうものを実施される効果があるのではないかというふうには考えます。それと、いわゆる長時間労働もそうですけれども、ストレスの原因として、いろいろあるんですけども、人間関係が挙げられることもしばしばあったりするわけです。こういう問題、特にパワハラもそうですけれども、デリケートな問題になってくると思うんです。なので、アンケートのとり方も工夫しなければいけないですし、そういうふうには、この調査で、このチェックで、何を知りたいかと。項目も、今私が指摘させていただいたように、きちっと自覚的に取り組まれることを、改善を求めたいと思います。これは、もうこれ以上ここでやっても切りがない問題だと思いますので、個別にまた提案もさせていただける機会があればさせていただきたいと思います。

ちょっと話は違う話になりますけれども、今回いこいの関係で、全体として約1,200万円の予算が計上されています。それで、そのうち、水道光熱費ということでかなりのウェイトを占めているんですけども、今現在は、伊左治さん、デイサービスのほうに温泉を供給するというので、特別費用が、ボイラーの使用のための特に燃料の費用が大きくなっていると思うんですけども、一方で、伊左治さんとして、デイサービス単独で給水設備を190万円かけてされると。それが完成した以降については、温泉の供給はしないというふうに聞いているんですけども、切りかわる前と切りかわる後で光熱水費は変化していくんじゃないかというふうに思うんですが、今回は、9月18日から3月末までの間で一定だという前提で組んであるのか、温泉を供給、どの時点かというのはまだ工事が完成しないとわからないとは思いますが、工事が完成して、デイサービスとして単独で入浴のサービスが提供できるようになった前と以降というのは、同じ予算で計上されているのか、変化があると見て計算されているのか、その点、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

新たに給湯器をつけた後の灯油、また電気代等の変化がどうかという御質問かと思います。今回私のほうで計上させていただきましたのは、そのあたりの数値というのがまだ未確定の部分がございますので、給湯器をつけた後の部分は加味せずに、8月まで、それ以降というところの減少率を用いて、光熱水費につきましては、計算をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

一番最初質問したんですけれども、総務財政課長ではちょっと判断がつかないと思います。ちょっとお聞きしますけれども、まちづくり事業補助金交付の件について、いろいろ説明されました。30万円、3分の1とか、この条例の中で、第3条を説明してもらったと思うんです。違うんですか、3条。これ、私は、それはどういうことか詳しく説明してくださいということで言うたんですけれども、38万円のもとには説明されませんでした。それで結構です。しかし、ここに出た以上は、ここに出ています第3条の第4項、その他町長が特に必要と認める事業となっています。町長は認められたんですか。もし、後で、この金額の内容がわかった場合、ここにうたってある第4項、その他町長が特に認めたということではないんですか。その点、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まちづくり事業補助金につきまして、その中身について、起案が廻ってまいります。私が、最終的に決裁をしておりますので、私が認めたということでございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正で上げさせていただいた38万円につきましては、今現時点で、まだ申請が30万円終わっていない、30万円を確保するために38万円という金額を計上させていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

先ほども言いましたように、町長、これ、内容を知っておられるんですね。だから、補正

で組まれたんでしょう。この内容、私らも明細を知っているんですよ。この明細、38万円、これは北部から出ているやつですよ。違うんですか。これ、先ほど言いましたように、内容で、なぜこれを承認されたか。町長、こういうことで承認されて、今後これを承認したら、あと全部各地区のやつはこういう事業に対して金が出せるんですか。そういうことを聞いているんですよ。町長、それでいいんですか。町長、答弁ください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えします。

今回上げさせていただいた38万円は、北部区さんからの事業費に対する補助金ではございません。今4地区から現時点では支出は終わっておりますけれども、それに基づいて、まだ申請をされていない地区、町が30万円まで補助できますので、それを確保するために、38万円という金額を計上させていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、財政課長から返答がありました38万円、そうすると、ほかの南部区、切山、東部、北部、飛鳥路、そこへ出している、足りないから38万円という申請されたということでしょう、違うんですか。しかし、これ、いろいろ検討されてわかっていると思うんですが、北部区の中で38万円という金額が出ているんじゃないですか。54万円という金額が出ていますね。それで、30万円を引いて、3分の1足す30万円で38万円という金額が出てきているんじゃないですか。この事業は、墓地整地事業になっているんですよ。墓地整地となれば、これは、町長がこういう事業で補助金を出すということを認められたかどうか、私はそれを聞いているんですよ。宗教的な問題で町がまちづくりの金を出されるということはどうかということ聞いているんですよ。町長、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 15分間休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時13分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

町長、松本さんの先ほどの質問に対して、答弁願います。町長。

町長（西村典夫君） 北部区に補助金を出させていただきましたまちづくり事業補助金について、説明をさせていただきます。

この取り組みにつきましては、新設墓地をつくるに当たりまして、測量にかかった経費を

まちづくり事業補助金で申請をいただきました。このことにつきましては、この取り組みにつきましては、北部区また北部区的地縁団体がやられるということで確認をさせていただきました。このことにつきましては、宗教法人ではありませんのでまちづくりに資していく事業だと判断をさせていただきます、私が決裁をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどいこいの館の1, 200万円と出ていましたけれども、それ、入るまでにちょっと苦言を呈しておきます。きょうの議会をやるのに、きのう1日総合常任委員会、いこいの館の委員会、事前に議会運営委員会とか委員会をやっているのに、なぜそのときに丁寧な説明なしに、きのう急遽いろんな資料を出されて、きょうの議会ですよ。こういったことは、最低1週間前、10日までに欲しいと前から言っているんですよ。苦言を呈しておきます。それは、町民の方が、我々がそういったことをやっていることを知らないから今そういったことを言っておきます。議員は何をしているんだとよく言われるから、そういうことを、苦言を呈しておきます。もっと丁寧な説明を、それでもまだなっていないところもあるんですけども、そのように頼みます、今後。

それで、先ほど来出ていたいこいの館の関係、1, 200万円の件ですけども、基金からまた1, 200万円出す。そうすると、今までは風呂もやり食堂もやり、もうけて、いこいの館です。今回は、産業会館と同じように、ただ、ここにも上がっていますけれども光熱水費とかそんな予算です。だから、支出の方法ですけども、なんで基金から出す必要があるのかなという気がするんです。

基金というのは、ここの条例にも何度も出てはいますが、第5条の第1項の第1号、わかさぎ云々、それから、第2号は町民グラウンド、第3号が保養センター等整備、こういったところに使う。例えば町民グラウンドなんか、この前の台風で、千葉県のほうではゴルフ場のネットが倒れてえらいことになっています。笠置町のあのネットも、台風が来て倒れた場合に、そういったところに使わなだめなんですよ。ただ、あれも劣化をしています。だんだん劣化するはずで、ネットなんていうのは。そういった予算にも使うんですよ。

だから、基金が今恐らく8,000万円ぐらいだと思うんですけども、1,200万円使えばもう7,000万円代になるんですよ。今言いましたようにグラウンドとかそういうネットが台風とかで倒れた場合に、物すごい金が要りますよ。そういったところに、10年ほど前には4億円あった金が、本当に減ってきているんですよ。

これは、基金じゃなしに一般財源からではないかと思うんです。というのは、先ほど来出ていましたけれども、光熱水費とか人件費とか、それがほとんどそうでしょう。だから、産業会館でもつむぎてらすもそうでしょう。みんなそういう形で支出しているんですよ。それと、いこいの館が、現在収入がないのに、よく町の施設とおっしゃるけれども、まさしくそうなんです。そうすると、基金から出すというのは私はいかがかなと思います。

そして、先ほどデイの190万円、給湯器。今入っておられる伊左治さんから共益費ももらっています。それは、温泉から引く、それも入っております。だから、今度そこに給湯器をつけるとかは、これも一般財源から190万円になっておるんですよ。このとおりで思うんですよ。それやったら、190万円も基金から出せばええんですよ。だから、そういったところの支出の仕方、今回は、私はそういう感じで、これ、どのように思っておられますか。まず、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の維持管理にかかわります支出につきまして、基金よりも一般財源のほうにすべきではないかという御意見でございます。

今回基金から崩ささせていただきまして支出するに当たりましては、今までもいこいの館に関する維持管理につきます経費につきましては、基金のほうからお願いをしてきたところがございます。そういう流れに沿いまして今回も基金から使わせていただく、そういう形になっております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。町長、こういうことを何遍も言わせんといってくださいよ。維持管理に使うとおっしゃったでしょう。だから、儲けてお風呂に入っていたら、そしたらいこいの館というのは、基金からまだ出すというのはわからんことはないんですよ。今回はそうじゃないんですよ。だから、先ほど何遍も言うように、デイサービスの190万円の給湯器、あれなんかでも一般財源から出しているわけです。それと同じことなんです。基金というのは、先ほど言ったように、条例に書いてある支出方法もあるんですよ。いこいだけ、前から言っていますよ、これは、以前から。だから、今回はちょっと認められませんよ、これ。私はそう思います。営業もやっていないのに基金から出すというのは、どうしても私は解せんのです。営業をやって、例えば収入がちょっとでもあったら、これ、月200万円ですよ、来年3月まで1,200万円。

町民の方は、今厳しいことをおっしゃいます。8月末で終わったら、もうこれ閉めたらど

うやという方もおられました。月に200万円も、もうけもないのになんで基金から出すんですか。それを答弁求めたいんですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いこいの館は、現在温浴施設と食堂部門を一時休業させていただいております。再開をどういうタイミングでどのようにできるか、そういったことを検討もさせていただいております。最適な形で再開ができる、また今後の管理運営形態を検討する上でも、施設設備が劣化しないよう必要なメンテナンスを行うということで、基金から支出することは適当であると、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

副町長、論語に、巧言令色鮮し仁というのを御存じだと思います。私は、その後の巧言はいいけれども、あとは別にして、副町長の巧みな言葉というのは、私もうらやましいなとは思っているんです、常々。いつかはこれを言おうと思っておったんです。だから、町長に私は答弁をもらっているのに、なんでこのこと副町長が出ておられるのか。本当に巧言令色鮮し仁というのは、私はいつもこれが出てくるんですよ。その後の巧言だけです。あとのことは悪いことやから、そうではないと、副町長はと思いますけれども。

町長、本当に、いよいよ本当に基金もなくなってきて、今言われたように、光熱水費が800万円。それが、給湯器が入れば減るわけですよ、水道料金も。だから、今あそこは、デイサービスは電気も水道もタコメーターになっているはずですよ。これは、もう本当に懸案事項で、本当に給湯器を今度やってもらったらいと思うんですけども、前の町長に言ったときでも1,000万円かかるとかいろいろ言われて、結局そんな金かとなってくるんですよ。

町長、これ、予算の組み替えを、本当に基金というのは残しておかないとだめですよ。一般財源から支出をしていただきたいと思うんですけども、本当にこれが、いずれまた、もし再開するかどうかわかりませんが、風呂の改修費用のときは物すごいお金がかかりますよ、もしやる場合は。サウンディングという話もきのう聞きましたけれども、そこにもそういったことも書かれております。この費用というのは、物すごい莫大にかかりますよ。この前の地方創生の7,000万円もらって、どこを直したのかわからん。7,000万円であれですよ。本当に、基金はできるだけ残しておく、これは、本当はそういう意味で言う

たら、支出方法は一般財源だと私は思います。もう一度答弁を願えますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 基金はできるだけ使わないようにして残していくべき、そういう思いは同じでございます。今私たちが取り組んでおりますのは、いこいの館再生に向けまして基金を取り崩さないような取り組みをしているわけでございます。再開に当たりましては、税金の投入が全くゼロではないかもしれませんが、そういう方向を目指して取り組んでいるということは御理解をさせていただきたい。それは、基本には、基金はこれ以上崩してはならない、そういう思いで取り組んでいるものでございます。

今回の支出に当たりましては、先ほども答弁させていただきましたように、温浴と飲食は今閉鎖しておりますけれども、ほかの分野につきましてはオープンをしております。そういうことにおきまして、今回の支出は基金のほうから使わせていただく、そのような判断をしたところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 大倉議員に引き続き、いこいの話をしていこうかなと思います。ふるさと基金から1,200万円、指定管理料に1,200万円、ことしだけで、ざくっと見て2,400万円、最低これだけ金を放り込んでいますわね。ということは、これ、いこいの委員会の中で指定業者が一度言ったことがあると思うんですよ。年間2,400万円ぐらいかかるという話は多分議員さんも皆さんお聞きになられたかと思うんですけども、根本的に2,400万円かかるのと違うのですか、あの施設はという話なんですよ、このお金を見たら。単純に何もしなくても1,200万円のお金が出て行って、外の業者さんに運営管理任したところで1,200万円かかると。もともとあの指定管理料というものを、町が見誤っていたのか。間違っていたんじゃないのかと僕は単純に思うわけですよ。町長、どう思いますか。

これ、さっき大倉議員が言うとおりのなんですよ。運営、何もお金を生み出すことをしなくても町は1,200万円投じないといけないと。最低でもこういうお金がかかりますよというのが、今回このタイミングでわかった。指定管理料を投げやなあかんときには、最低でも1,200万円、業者さんが1,200万円で受けたんですけども、どう思いますか。根本的に1,200万円であそこが切り盛りできるのか。町長は、新聞報道でもおっしゃっているはずなんですよ。さらなるあそこに対してのお金は投じないと。そやけれども、なんにもせんでも1,200万円はかかるんですよと今回僕らに教えてくれてはるんですよ。な

かなかちょっと理解が、僕の脳みそでは難しい。さらなる投資ではない、維持管理やから
1, 200万円は使っていいと。これ、住民さんが望むかどうか、どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料1, 200万円はどうだったかという最初の質問でございます。このことにつきましては、指定管理料、最初のころはもう少し高い金額を提示してきたところでございますけれども、それでは無理だということで、フェイスさん、また議会、また私どもと協議をいたしまして、1, 200万円という合意ができたところでございます。それにつきましては、指定管理業者さんも厳しいけれどもなんとか頑張れば、この金額でやっていけるだろうという判断をいただきまして、1, 200万円という指定管理料で契約をさせていただいたところでございます。この金額につきましては、町民の方が納得するのか、そういうことでございますけれども、これは、次につなげていく最低限の維持管理だと私たちは考えております。次に向かって、皆さんに喜んでいただけるものを構築するために、最低限の維持管理をしていかなければならない、そういうことにつなげていく経費でございますので、その点では御理解をいただけたらと思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

住民さんが理解してくれていると町長おっしゃいました。前々回のいこいの館の委員会で、21日までの締め切りのアンケートの結果を見させていただきましたが、余り現状納得されていないように思う。営業されていた時点で、現状で満足していると、現状このままでいいというアンケートやったと思いますわ。もう一つが反対、この2択やったと思います。現状でいいと回答された方が58名、反対で何らかの措置をとるべきという方が74名。

今の現状を見て、僕が仕事から帰ってきて、夜8時9時ぐらい、もういこいの明かりは消えていると。休日でも、5時ぐらいにはボルダリング施設の明かりが消えていると。これ、説明では、ボルダリング施設等は運営していくという話でしたけれども、あの明かりが消えてから町の中も元気がなくなったなというふうにも思うんですけれども、本当に、町長、今の1, 200万円の基金の使い方、町民さんが納得されているとおっしゃいますか、このアンケートから見ても。どう思いますか。僕はなかなか思えないですけれども。

さっき、大倉議員が基金の使い方と言わはったんですけれども、僕は、みずから考え、みずから行う地域づくりというこの鑑がある以上、こういう基金の使い方はどうしてもポジティブに考えられないと。これ、民間企業と行政をイコールにするのは難しいところもあります。

すけれども、人類が進化していく工程は絶対緩やかな右肩上がりでないと思っ
ているんですよ。その中においても、現状維持というのは右肩で下がっているんですよ。維
持管理は、確実に右肩上がりを目指してやらなきゃいけないと。

1, 200万円今回もう先払いして指定管理業者に払ってあげた。このお金が幾ら返っ
てくるかもわからない。でも、あそこを維持管理するためだけに1, 200万円投じると。一
般財源からは、福祉のために190万円使わないといけないと。これ、議会で再三言ってき
ていますよね、もっともっとポジティブに考えてくれと。維持管理についても、もっと計画
性を持ってやってくれと。その話は、ずっと僕が議員になってからも続けてまいりました。
でも、現状が、今維持管理が精いっぱい、でも、それでも1, 200万円かかると。これ
が、どう住民さんが納得するんですか。町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） アンケートの結果についても言及をされました。私も何度も見させてい
ただきまして、私なりに判断をさせていただきました。いこいの館は、存続を希望するけれ
ども、今の現状ではだめだという声がやっぱり大きかったのではないかと、私はそのように
判断をしております。そういうことも踏まえまして、いこいの館の再生につきましては、そ
ういうこともベースに考えながら進めていきたいと考えております。

そういう維持管理について右肩上がりが必要される、そのとおりだと私は思っております。
そういう維持管理が、今の1, 200万円の維持管理費が右肩上がりになるようにしていかな
ければならない、そういう思いで次のステップに進んでいきたいと考えております。次の
ステップに踏んでいくためにも、最低限の維持管理をお願いしているわけでございます。そ
の辺で御理解をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） これ3回目なんで、きっと切られるんです、これで。

町長、じゃ、聞きますけれども、具体的に答えられますか。ずっと今までお金を投じてき
ていますよね。今の最低限の維持管理費が1, 200万円かかると。この1, 200万円を
次に活かすプランを、具体的に何年でどうする、そういった話を僕は一度も聞いたことがな
い。きょうお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましては、いろんな選択肢がございます。その中で、
将来の町の財政や人口なども鑑みて構築をしていかなければならない、そのように私は思っ

ております。その中で、今国や府によりますサウンディング市場調査などもやっていただいておりますし、その中でも可能性を見出していけるのかなと思っています。

また、一方では、町として、公共施設や、また健康福祉の、そういう拠点といいますか、そういうふうなものをさらに強めて、公共的な施設の中で温浴施設や飲食部分をやっていく、そういうふうな大きな考え方があるかと思います。私は、どちらかといえば、サウンディング市場調査によります民間への委託を考えております。そういうことにつきましては、今サウンディング事業も佳境に入ってきております。こういう話につきましては、ことしじゅうになんとか話を進めていただいて、なんとか結論を出していきたい、そういう方針でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今いこいの話で煮詰まっていますけれども、この件については、私は何回も言うていきますけれども、2年前に検討委員会を立ち上げられて、今の財政状況のこのままの運営ではやっていけないと。だから、長期貸し出しか売却か、そういうことで考えていきなさいという答申が出てきて今やっているわけでしょう。だから、それを早く進めてもらいたいわけですよ。

そういうことで、きのうも特別委員会でいろいろ話を聞きました。その中で、今サウンディングの話も出ていますけれども、8社もサウンディングの事業者が来ているんですよ。だから、あのおりやってくれたらいいんですよ。早く年内にカタをつけてくださいよ。それをまず要望しておきます。

それから、中身に入ります。質問。

先ほどから皆さんから出ていますけれども、デイサービスへの給湯器の取り付け、これ190万円ということが出ていますけれども、これは前に確認しましたけれども、2台ですね。ガスの給湯器だということを聞いております。これは、つけたということは、将来的に温泉をやっていくという、サウンディングのあれで出たとしても、もうお湯は送らなくてもいいという結論でやっているわけですね。その辺の確認をしておきたい。

2台でちゃんと今デイサービスのサービスをしている内容に応えられるのは、向こうとも連携をとってやってもらったと思いますけれども、その辺の確認を、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから、190万円でデイの給湯と給水設備を整備するという事で御審議いただいているところでございますが、議員言われましたように、給湯と給水については、これで、いこいに依存することなく供給できる設備となります。それと、LPガスの設備でございまして、性能的には、50号ガスと言ったら御承知いただけるかもしれませんが、50号ガスの給湯器を2つ設置しまして、交互に運転するという事で、寿命のほうも2倍に上がる。給湯能力については、現状確認の上、十二分に供給可能というふうな試算で動いております。いずれにしても、光熱水費にかかってきますので、御承認いただければ、速やかに事業を執行してまいりたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

給湯器の件は、そういうことでやっていってもらったらいと思います。

次に、いこいへの1、200万円の話ですけれども、これは、主に先ほどから話が出ていますけれども、光熱費で800万円ほど上げられておるわけですけれども、これ、一応人件費の2名というのは、これははっきりしています。2名で、本来3月までの維持管理をちゃんとできていくのかどうかというのは、ちょっと私は不安を持っていますけれども、2名でやっていくということやからそれでいいと思いますけれども、光熱水費839万2,000円、これ、見られているのは、きのうも説明がありましたけれども、現在今まで使われていた値から減少率を、これ何%掛けはったのか聞き忘れましたが、減少率を掛けて推測しているだけですわね。それは、そういうやり方しか今ないのかなとは思いますが、きのうの特別委員会の中でも、月ごとにイベント事業をやっていくというような構想を持っておられます。これも、大いにやってもらって、人の交流を深めてもらったらいことなんですけれども、これ、毎月今何回ぐらいやっていくのかはまだちゃんとしたのは出ていませんけれども、これ、そういうことをやっていったら、この光熱費というのはかなり現状に近づいていくんじゃないかなと思うんですよ。だから、これで本当にちゃんといけるのかどうか。デイサービスのほうへの光熱費なんかは減るやろうと思いますけれども、そこらもよく検討してもらってやってもらいたいと思います。その辺は大丈夫ですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、光熱水費の算出させていただきました根拠でございますが、電気の使用料に関しま

しては、実績値に基づきまして出てくる電気の使用量キロワット、そちらをもとに、現在いこいの館が温浴をしていたときの稼働時間、まず午前7時から21時、現在の温浴と食堂がしていない、飲食の部分がない時間帯、それによって約20%時間的に減少する。あと、電気の使用量といたしまして、やはり厨房機器の電気の使用量が高いということでしたので、そういったことを加味しながら減少率というものをこちらのほうで計算し、毎月の使用量キロワットを算出いたしました。

また、灯油につきましては、館内の空調、あとお風呂に使用しておりますので、空調のメンテナンス業者に調査をし、1時間の最大の灯油の使用消費量などを計算して、今の稼働時間などをもとにしております。それに基づいて今回算出したわけですが、先ほど議員の御質問にありましたように、今後、きのう申しました社会実験、それを行った場合、たしかに一時的に特に電気代と思われませんが費用が発生してくると思います。そちらのほうにつきましては、使用料といたしますか、イベントを実施される団体さんからもある一定の金額徴収、参加費ということですが、そういったことも考えておりますので、実際にイベントをすればどれぐらいの費用がかかるかというのが今もってお答えできないわけですが、きょう今現在算出したのは、そういった稼働時間、また稼働内容、それをもとに計算をしたのが今回の光熱水費の算出根拠でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

最後に、アルバイト賃金ということで2名を雇用されるということをお聞きしておるんですけども、どういう業務を何時間やってくれという、そういう業務契約の仕様書とかそういうものがちゃんと交わされているんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在2名ということで、それぞれ笠置町のアルバイトさんとして雇用をさせていただきます。業務の内容につきましては、まず事務の業務ということでお一人、機械のメンテナンス、また館内の管理、清掃業務ということでお一人、そういった内容で、笠置町とのアルバイトの雇用契約ということで進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 小林君、今のもうちょっと詳しく。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたしました。まず1点、2名の方

を笠置町のアルバイトとして9月から雇用をさせていただいております。お一人の方は、町の時給に基づきまして、業務内容が事務の受付、また電話対応、お客さんへの来館者への対応、そういったことでまずお一人の方。時間にしたら1日7時間という計算をさせていただいております。一方、機械のメンテナンス、また清掃業務の方につきましては、今計算させていただいているのは、1日4時間の業務時間ということで計算をして、それぞれの方と、笠置町との方が雇用の契約、アルバイトの契約を結んで、それで、今現在業務に携わっていただいていると、そういう内容でございます。

(発言する者あり)

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) たびたび申しわけございません。設備のことに関しましては、現在デイサービスの温浴がまだ今ありますので、そういった温浴のボイラーの業務。またいこいの館、温浴のほうは今現在営業はしてありませんが、くみ上げポンプ、温浴の温泉の源泉のくみ上げ、また浴槽の中に定期的にメンテナンス、お湯を張らなければタイルが割れてくるとかそういった、営業をしない中におきましても温浴の中の業務というものが発生してきます。そういったことに携わっていただいている内容で、その方にお仕事をしていただいております。以上でございます。

(発言する者あり)

議長(杉岡義信君) 小林君、これはさっきの続きや。西岡議員が、ちゃんと書いたもので契約されてあるかどうかの答弁が抜けている。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) すみません、たびたび申しわけございません。雇用契約書という紙、アルバイトの契約書ですが、笠置町と、いこいの館以外の方もそうですけれども、アルバイトの契約書を交わしております。その中に、事務全般とかいこいの館の機械設備、運用、そういった内容を業務内容とし、あと時間給とか休日の日数とかそういったものを記載して、雇用契約というものを結ばせていただいております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) この際暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 0時59分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

質疑ありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

先ほどから出ていますアルバイト賃金、いこいの館の210万円、これは1人と2人で、要するに事務で1人ということですね。そうすると、例えばその方が病気で休まれたら、その後の補充、例えば産業振興会館の場合だったら2人おられて、週として日がわりというか週で交代されているのかわかりませんが、1人おられて、その人がもし病気とか何かで、都合で休まれたら閉鎖ということですか。その辺のところ。

それと、私きのうも言いましたけれども、こういった事務事業を行う場合に、本当にこれが必要であるか、そういう見直しをやられて、こういうことをされているのか、その辺の2点お願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在2名、業務としては2種目アルバイトを雇っておりますが、必要だということでこちらのほうで雇用をさせていただいております。急病等の休みの場合につきましては、そのときは、今町のアルバイトということですので、そのときは、また今一緒に兼務していただく、その日だけでも兼務していただくとか、そういったその場その場の対応というところで、対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。兼務というのはどういうことですか。私は産業会館の例を出して言うておるんですよ。1週間のうちに半分は1人おられて、半分は違う人がおられて、病気だったらその人がまた週をかわっておられるとかということがあるということをやっているんですよ。だから、今聞いているのはちょっとニュアンスが違うのと同時に、どういった見直しをされたかということも答弁をもらっていない。その辺、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

業務の見直しということでございますが、今温浴と飲食の部分が休業しているということの中で、今の業務量が必要な分だけの内容で、今現在の2名の方を雇用させていただいたところ、飲食と温浴がないという中の向こうの管理体制を、あるいは見直したということ、2名の方を雇用させていただきました。

休みの場合とかのお話でございますが、例えば今事務の方がお休みの場合には、今もう一

人雇っている方、その方に電話の当番をしていただくとかそういったことで、あと町の施設でございますので、例えば私たちがその場で対応するとか、そういった適宜その場に応じて対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういった場合には、町の職員も対応することがあり得るということもあるんですね。

それで、見直しというのは、例えばきのうも出ていましたけれども、私が言いましたけれども、ゲートボール場の受付とかもおっしゃってました。きのうも言いましたけれども、例えばそれを産業振興会館に受付を任せたらどうかという話もしました。これはなぜかといいますと、産業振興会館で、野球のやっている方の受付、抽せんなんかをあそこでやっておられます。だから、ゲートボールはしょっちゅうないはずですよ。だから、そういった業務を産業振興会館に持ってきたらどうかきのう言ったんですけれども、そういったことについては、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど大倉議員もおっしゃったように、昨日もということでしたが、同じことになりますが、いこいの館のゲートボール場につきましては、やはり現場の中で、予定表とかもございまして、現場のほうで対応していくと。先ほどおっしゃいましたグラウンドにつきましては、振興会館でグラウンドの受付を場所としてやっているというところの整理というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えします。

産業振興会館で行っておりますグラウンドの受付ですけれども、総務財政課の職員が産業振興会館をおかりして、そこで抽せん会をさせていただいてやっております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

社会福祉費の報償費、自殺対策計画事業、この事業は、今どういう状況で、どういう計画を作成されておるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現状は、町民の方に対するアンケートを実施いたしました。今後につきましては、分析していきまして、計画を策定していくという流れになります。計画の内容につきましては、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にして、自殺対策を総合的に進めるための計画をつくる予定としております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

僕も父を自殺で亡くしておりますので、この計画というものが、自殺を食いとめることも1つ、自殺者の家族は意外と引きずるんですよ。それこそ月命日でもそうですし、年度来る命日でもそうなんですけれども、確実にずっと残っているんですよ。本当にいろんな人を救えるようなものにしてほしいというのが切実な願いとしてあるんです。こういう部分は感情がすごい大きいので、うまく表現しがたいんですけども、すごい重たいんですよ、感覚的な話なんですけれども。美化してしまったりとかすごい否定的に思ったりとか、いろんなことを思うわけです、自殺ということに対して。だから、本当にいろんなことを考えてつくっていただきたいと。

ゲートキーパーも笠置で1人持つ、2人持つ、それは年齢層に分けて持った方がほうがいいのか職種に分けて持った方がいいのか。京都府もゲートキーパーに対してすごいポジティブな考え方を持ってくれていたとは思いますが、僕も実際資料を請求したこともありますし、僕は確実に自分ごととして、自殺というものに父親を亡くしてから10年間向き合ってきたつもりなんですけれども、答えは出ません。ですが、行政の1つの事業として、僕はポジティブなことだと思っているんです、この事業に対して、やるということは。これが、本当に実りある計画、笠置の人を、それこそ笠置に生まれて、笠置を出ていった人であっても、笠置に帰ってきたら心が救われるとかこういう制度が使えるとか、いろんな人がこれによって救われたりとか、そういう事業にしていきたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。坂本議員の御質問について、若干答弁させていただきます。

坂本議員言われましたように、自殺対策に限るわけではございませんが、笠置町単独ではできないようなことの、今スタートラインに立ったというふうに行政も認識しております。

児童虐待、引きこもり、いろいろな福祉課題を抱えた中で、今回自殺対策を中心的に対策を講じていこうというスタートラインに立つんだなというふうな行政の認識もしております。笠置町単独ではできませんけれども、今京都府が力を入れておりますゲートキーパー養成事業、これも3町村共同でやろうじゃないかというふうな声も確かに出てまいっておりますので、今の議員の貴重なお話をいただいて、よい計画づくりにしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 課長、よろしくお願いいたします。本当に難しい問題だと思います。もう過去は返ってこないですから。残された者の思いもありますし、そのとき、そういう行為に至ったことは誰にもわからないので、その辺は本当によろしくをお願いします。

ちょっと質問を変えまして、議運のほうでも少しお話しさせていただいたんですけれども、ラジオ放送委託、車両広告委託、合わせて60万円の補正予算を組まれていますけれども、これの使い道。なぜ補正で対応しなければいけなかったのかの事由をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ラジオの放送、あとJRの中吊り広告の御質問でございますが、なぜこの補正になったか。いこいの館というものが、温浴と飲食が休業になった。それによって、キャンプ場などなど入り込み客数も若干減っているところもございます。笠置の観光がいこいの館だけではなくて、今後秋というものが、もみじを中心にたくさん人に来ていただけるシーズンになります。そういったことにつきまして、ラジオにつきましては、京都市内を中心に発信している放送エリア、またJRにつきましては、特に考えていますのは奈良線の中の車両広告、そちら2点につきまして、この秋以降に集中的に広告することにより、京都市内に住んでいる方、またそこに滞在されている方、そういった方を笠置町に呼び込みたい、そういうことで今回補正の中に計上させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今補正予算で5,300万円出ているんですけれども、この財源の出し方、どこから出ているのかというのは大体わかっているんですが、臨時財政対策債か、それとも過疎対策事業債か、その点、その割合はどうかということをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えします。

今回の補正予算5,340万4,000円の財源ということですが、冒頭歳入でもお答えさせていただいたように、国庫支出金であったり府支出金、また寄附金や今回繰越金でも2,500万円余りの財源を充当させていただいております。町債につきましては、今回過疎債で930万円、それから臨時財政対策債については、発行可能額の確定に伴って減額をさせてもらったところでございます。国庫補助金や府補助金、また繰越金、諸収入などを財源として充てております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今過疎対策債、言われたように930万円。しかし、これは七三ですね。そうなってくると、あとの3割は、町がだんだん負担していかなければならないということになってきますと、案外そうそう簡単にこういうのをかりるとするのはどうかなと思います。債務については、人口減少の中で、町民の負担になるということを再認識してもらって検討してもらいたいと。

そこで、お聞きします。1,200万円、いろいろ皆さん協議されていますが、いこいの館の1,200万円、算出方法は足し算方式ですか引き算方式ですか。また、1,200万円予算を組んでいます、笠置町にとって経済効果は幾らぐらい見込まれて1,200万円の補正を組まれたのか、御回答ください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館の補正予算の中で、足し算方式なのか引き算方式なのかという御質問がございました。こちらのほうで積算いたしましたのは、実績等に基づく数値から、9月以降に温浴、飲食がやっていないことに対する減少、そういったものを根拠に3月までの7カ月間を計算し、足し算引き算と言いましたら、もとの根拠の数字を積み上げていったのが今回の数字でございます。

この数字が、経済波及効果がどうなのかというところでございますが、こちらのほうにつきましては、私のほうで計算しましたのは、いこいの館というものがこの3月まで、デイサービスもある中、また温浴と飲食は閉まっておりますが、ゲートボール場などの付帯設備が

動いております。そういったものを管理運営するということの中で計算した数字でございますので、申しわけございませんが、経済波及効果というところまでは計算はできておりませんが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

担当課長並びに執行部の方にお聞きするんですが、1,200万円という金額を補正で組まれて、経済効果がどれだけあるか、それもはっきりしなくて組まれるということはどういうことなんですか。それと、足し算引き算と言いましたが、例えば簡単ですが、ゲートボール場の収入は幾らに見込まれているんですか、3月。そういう面について、果たして細かく計算されたのか。ほかの議員も質問されていましたが、余りにも漠然とした算出方法じゃないかと私は思います。だから、1,200万円についての経済効果、金額を発表してください。そんなこともないようでは、1,200万円の金額は町政として非常に大金ですので出すわけにはいきません。その点、町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 1,200万円につきましての経済効果はどれぐらいだということにつきまして、細かな積算はできてはおりませんが事実でございます。先ほど来答弁させていただいていますように、次へ向かっていくステップとして、劣化を防ぎ、最低限の維持をさせていただきまして、次につなげていきたい、そういうことでの効果もあると考えておりますし、またイベントも、基本は1カ月単位でございますけれども、温浴や飲食について、イベントも10月からなんとか始めたいと思っておりますので、そういうことにつきましてこの1,200万円が事業につながっていくと考えておりますので、そういう1,200万円の効果はあると、そのように判断しております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） すみません、先ほどの続きなんですけれども、ラジオ放送委託、車両広告委託、こういう宣伝広告費がこのタイムスケジュールで出てくるというのが、僕にはちょっと、課長、理解できないというか、当初予算で、もみじまつりについても鍋フェスタについても予算計上されているはずじゃないですか。その事業に対しての宣伝広告の予算がなぜこの時期につくのか。どういうふうに補正予算で対応しようという流れになったのかというのを、総務課長でもいいですし、担当課長でもいいですし、ちゃんとした議論ができる方。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君）　ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

1年を通じて、先ほどおっしゃったように夏まつりとか鍋といったものは当初組んでおりまして、それを四季彩祭の中でやっていくというところがございます。今回この事業の中で補正で上げさせていただいたというのは、いこいの館というものがこの秋以降今休業しているというところに関しまして、議員も御存じのように、例えばアウトドアのキャンプ場の方、そういった方が、やはり減少傾向、減少になっている、来るのをためらっておられる、そういったところもあります。いこいの館へ波及しますそういった観光の入り込み、そういったところがこれ以上冷え込まないように、落ち込まないようにということで、今回急遽その対策として計上させていただきました。

ラジオのほかに、ラジオ、車両のほかに、先ほど補正で上げさせていただいたような事業がございますが、そういったものを通じて、いこいだけじゃない笠置の観光というものを引き上げていきたい、そういう思いで計上させていただいたという内容でございます。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

7番（坂本英人君）　坂本です。

課長、閉まったところに対するの宣伝をしなあかんということは、えげつないですよ。町長、これも経費ですよ。ましてや、笠置の観光のためにというお金で、休止している施設の情報を流さないといけない。格好悪い仕事やと思うんですよ。情報として流さないといけないというのはあると思いますけれども、それに60万円かけないといけないと。単純にフェイスブックに広告を出すとなったら、エリアとか絞れるんですよ。宇治までとか、関西圏とか。そういったものであれば二、三万円で済むこともある。

キャンプのお客さんは電車とかで来られる方が多いんですか。それとも、ラジオを聞いてこられるお客さんが多いんですか。どういうニーズを持って、この方法にしたのか。僕には余りにも金額が大き過ぎて、いこいだけじゃないんだぞというのは、仮に10年前から鍋フェスタはやっているわけやし。現行1万二、三千人のお客さんが鍋フェスタに来られていますわね。もみじまつりもきっと長い年月をやられているかと思うんですよ。このお金を投じてまでやらなあかんのですか。実際それこそ経済効果がどれだけあるのかもわかりませんし、笠置の何を売ろうとしているのか。本当に観光で町は潤うのか。その辺については、どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君）　副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。また、先ほどの担当課長の答弁の補足も少しさせていただければなと思っております。

まず、今回いこいの館の温浴と、それから飲食が休業になったということは、風評的にかなりいろいろな形で伝わっており、いこいの館は閉館したんだと、閉鎖なんだと、休館なんだとか、さまざまな情報が乱れ飛んでおります。私もいろんな方から「閉館なんだってね」というようなこと突然言われますと、「へ」というふうに思うこともあるんですが、いや、そうではないんですよということを申し上げるのも大変苦勞する局面もございます。ただ、いこいの館に関しましては、現在もその他の機能というのは維持しておりますし、引き続き健全な形で管理をしていかなければならない、ある種守りという部分も必要かなと。

別にいこいの館がこういう形になったということをネガティブに捉えるのではなく、もう一度笠置の観光の強みは何かといったところに目を向けていただきたい。つまり、観光資源というのは、これまでキャンプ場、それからいこいの館、そういったところが中心になって、そしてまたイベントでというようなことが笠置の観光だというふうを受けとめられていたところが実は違うんですと。平成7年、以前の観光入り込み客というのは、いこいの館が開館する前のほうが、実は50万人、60万人ということで観光の強みを生かして誘客されておられた。もう一度そういったところへ帰らなければならない一つのきっかけをつくって、他の観光資源といったものの優位性を、この時期にもう一度京都市内あるいは大阪、奈良、そして奈良線を行き来する外国人の方々にしっかりと認識していただきたいということで、こういう企画をさせていただきました。

緊急対策ということで、この時期にいこいがだめなら笠置の観光はだめなんだというふうなことではなくて、本来の笠置の観光が持つ力というのは、観光資源といったものが優れている、それをネットワークして、その観光資源を回っていただく、そういったところにもう一度立ち返りたい。それが本来の笠置の観光だということをアピールさせていただき、来ていただくということでございますので、そういう機会に、ぜひターゲットといいますか近隣の都市部の方々に改めて笠置の観光の強みといったものはここなんだということをアピールさせていただきたいということで、予算を要求させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

副町長の流暢なお話、ありがとうございます。僕が言いたいのは、来てもらって、じゃ、どうしたいのと。お客さんに来てもらって、お風呂もない、これ、僕からしたら、今ボルダ

リングのお客さんが来ている状況といっしょですわ。大阪から電車に乗って来られる、そのお客さんが大阪で弁当を買い、笠置で食べて、ごみは放って帰る。実際ボルダリングのお客さんも温泉のあることすら知らなかったと。だから、60万円がそういう裾野を広げるのやという話は少なからず理解はできます。ただ、僕からしたら、余りにネガティブなお金やなと思ってしまうがちになりかねますわね、普通に考えれば。このタイミングでそこを周知するために60万円使うのですかと。さっきの午前中の質問でもそうですけれども、具体策が議論としてなっていないと。そういう中で、60万円が高い安いじゃなくて、使う必要はあるのですかと思ってしまうすわ、一住民としたら。

例えばさっき西岡議員がおっしゃったサウンディング事業はうまくいきそうやと。その人たちが思っているニーズがどこにあって、町はどこに届かないといけないというのは、今の段階で持っていないといけないのではないのかと僕は思っています。その中の考え方においても、やっぱり先ほどの町長の答弁というのは、余りにも大き過ぎる、守備範囲が。大き過ぎて股の下抜かれているみたいな守備になっているんじゃないのですかという話なんですよ。そこに対して、きちんとグリップして話ができないのに、60万円であろうが100万円であろうが1,000万円であろうが、使う意味というのが町の人には伝わりにくい。結局流動的なお金だけじゃないですか。流動的なお金は、笠置にとってなんになっているのか。

夏まつりにしてもそうです。いろんな人が来てくれて喜んで帰ってもらえるんですよ。それはありがたいことなんですよ、とうといことなんですけれども、確実に、ことしやったら8月3日ぐらいでしたか、その前後は役場の機能は停止していますよね。これ、もうみんなが理解していると思います。職員もそうやし、住民もそうやし、みんなわかっていると思うんですよ。役場に行っても誰もおらへん。これも、すごい大きい声を聞きました、今回。それに対して、もみじまつり、鍋フェス、同じ現象が起きるんじゃないのですかという話ですよ。そこに、町の60万円を投下して、住民サービスが低下する、住民利益が低下するわけですよ。これは本末転倒じゃないですか。その辺の部分、きちんと話しできないじゃないですか、今の現状は。仕方がないのかもしれないですけども。その辺が、点と点が線で結ばないと、観光産業なんてものは、僕は町が疲弊する一つのリスクにしかならへんと思っているんですよ。

僕も遊びに行くことは好きやし、笠置にボルダリング来てくれる人、カヌーしてくれる人、キャンプしに来てくれる人、みんなとういんですよ。でも、住民はなんのためになっているのですかと。交通は渋滞する、ごみはふえる、そこにまだ税金まで投じて宣伝しなあかんで、

すごいせつない話になっちゃうと。それをまた補正で組まなあかんというのは、物すごい残念な予算やなど僕は思っているんです。その辺を、町長、副町長は、きちんとリーダーシップを持って、いろんなことを考えておいてもらいたいと。やっぱり質問に対して、真摯に答えていただきたいし、前向きな議論ができるような予習復習をしておいていただきたいと。

これ、もう町長なら議員時代からもそうでしょうし、町政にずっと携わっているんやから。どの段階まで来たらきちんとした前向きな話が聞けるのか。ずっと同じことを聞いているだけなんですけれども、観光ビジョンにしてもそう、いこいのあり方にしてもそう。何ひとつ腑に落ちないんですよ、まだ。それでも予算に対して手を挙げないといけない状況というのは、これ二元代表として、俺はなかなか賛成しがたくなってくるんですよ、年々。その辺、ちょっと本当に真摯に受けとめていただきたいんです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御指摘、御意見、私も共感するところが実はございます。イベントをやるというのは、確かに一時的に多くの方々が来られます。瞬間最大風速として1万人、1万5,000人。その方々が去った後に何が残るかという、疲労感、あるいはごみ、そして町が何かすさんだ状況と。それを蓄積していくノウハウや仕組みというものがこの町にはなかったというふうに、私自身どうすればいいのかという決定的な答えはありませんけれども、やはりそれを蓄積していき、町の力とするという町民の方々のお力というものが求められているというふうに思っています。それをどう引き出していくのかは、皆さんと議論させていただき、いいアイデアもいただきたいですし、役場もそのためには一肌二肌脱がなければならぬというふうに思っております。

イベントのあり方に関して、確かに考えることがたくさんございます。これからありますもみじまつりや鍋1に関しましても、役場の機能が麻痺するとか疲弊するということがないように、関係団体の方々としっかりと枠組みをつくって、そして、身の丈という言い方は悪いんでしょうけれども、これを無理してやる結果が、役場が疲れた、職員がもう勘弁してくれと、町民の方々が何をしてんねんというふうなことがないように、そこらはしっかり私たちが目を見張っていくというか、言い方は悪いんですけれども目配りをさせていただきたいというふうに思っております。

そして、この時期に60万円なり80万円なりの予算を組んでということなんですけれども、先ほどのなかなか答弁の中では言いにくいところもございましたが、いこいの館を初めとする次の戦略といったようなものを、そろそろもう見えてくる時期になってきたというの

も事実でございます、昨日の特別委員会の中でも、一定その方向についてお話もさせていただきました。そこへつないでいくためには、今の笠置の中のさまざまな状況といったものが、もう笠置はだめなんだ、笠置はいこいがこういう状態になったら人が来なくなるんだということじゃなく、もう一度町全体を観光的な視点で見つめていっていただきたい。その仕組みと言っていいのかどうかわかりませんが、点在する観光資源を広域にネットワークする、そういった仕組みも3町村と連携をする、あるいは関係団体と連携をしながらさせていただきたいということで組ませていただいているような予算でございます。

キャンプ場ありき、いこいの館ありき、イベントありきではなく、かつていづみ路観光というのがありました。そして、ビタミンαミュージアムというものがあつた。そのときは、町の皆さん、広域連携で大変元気よく観光振興に取り組んでおられて、本当に知恵を出して、各観光資源を回ろうじゃないかというような仕組みも、スタンプラリーであるとか、こういうガイドブックをつくるであるとか、さまざまな試みをされておられて、大変、私はそれらを見て、すばらしい取り組みをされておられるなというふうに思っておりました。そのときに、観光入り込み客の数で言えば、これはどうかということはありませんけれども、50万人、60万人を達成されておられた。やっぱりそれだけ地域の方々が頑張っておられた、広域で連携された結果が数字に出ていたんだなというふうに単純にそういうふうに評価をしておりました。もう一度そういったことは、笠置町にとって大事なんじゃないかなというふうに思います。

観光施策として、どういうふうに役場が施策を打ち出し、それを住民の皆様、広域連携で他の市町村の皆様方とやっていくのかというのが、笠置町に課せられた大きな課題であると認識しております。そこらも含めて、今回緊急処置ではありますけれども、次のビジョンといたしますか次の展開がそろそろ見え始めている中で、これを無駄にすることなく有効に使わせていただきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今60万円の話がいろいろ出ていましたけれども、私はきのうも言いましたけれども、こういう事業をする場合は、例えばハイキング道の整備とか、笠置町が今まで、先ほど副町長が平成7年以前の話がされましたけれども、もっと整備されていたと思うんですよ。トイレもしかり。

例えば今ウォーキングされる方が大分減っております、笠置に来られる方。平成7年はも

っと多かったと思います。例えば大河原まで行って、大河原から恋志谷から木津川沿いにかわって、飛鳥路通って笠置、それから笠置山に登られる方もおられます。いろんなルートがあります。そこで、今でしたら、きのうも言いましたけれども、そういった基盤を整備しないといけないと、草刈りとか。それから、以前一番問題なのは、前から言っています、何度も言っています、トイレですよ。例えば飛鳥路のトイレなんか入れますか。あそこのところ、大河原から歩いてきたら、ちょうどいいところにトイレがあるんですよ。観光と言いながら、トイレというところが一番大切と前から何度も言っているんです。それから、草刈りも。何度かやってくれているけれども、そうでしょう。

そして、この前も言いましたように、八丁坂でも前から言っているのに、くぎが出て、本当に危ないんですよ、その整備。イノシシとかそういうのも出ています。そういったハイキング道の整備というのを。そして、本当は、私は看板が、ここに何かあるとか、そういったこともしてほしいなと思うんですよ。そういった基盤の整備があつてそういう60万円の予算というのはわからんことないんですよ。なんにもないのに、今はいこいやっていない、もみじと言われるけれども、歩いて行かれる方は、八丁坂、あれは本当に危ないですよ、倒木もあつて。私もこの前ちょっと歩きましたけれども、倒木もありました。だから、そういう整備をまずやってください。どうですか、これは何度も言っております。全然できておりません。上辺ばかりやって、基礎が全然できていないんですよ。ただ、笠置の駅だけトイレはきれいになりました。ああいう形のことをしてくださいよ。観光地が泣きますよ。これは以前から言っていることです。どうですか。

議長（杉岡義信君） ちょっと待って、大倉さん、これは一般質問と違うので、ちょっと大分外れたような内容なんですよ。2回目のときは外れないように。八丁坂も飛鳥路のトイレもいろんな話があるけれども、外れないように質問してください。副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般補正予算に関連した御質問ということで、私たちがアピールをして多くの方に来ていただく、それはやっていかなきゃならないが、じゃ、実際笠置に来てがっかりすることがないのかというような、そういう御指摘であつたらうと思っております。

トイレ、私も何か所かトイレを見させていただき、以前も坂本議員から御指摘があつたように、東海自然歩道のトイレもひどい状態ですし、今御指摘があつた飛鳥路のトイレも、女性が本当に使えるのかといいますと、かなり厳しい状況だろうと思っております。そこをすぐにどうできるかというのは、ちょっと今アイデアがございません。また、管理している管

理者、京都府、東海自然歩道であれば管理者の判断も必要でございますので、早急にそういった管理者とも相談させていただきます。また、東海自然歩道であれば、日常的に委託で草刈り等整備をしていただいております。そういった団体の方々に、再度、道はどうでしょうかといったようなこともお聞きさせていただき、必要であれば我々も現地に赴き、チェックをさせていただきながら、予算がかかるものもあればかからないものもあると思いますので、できることからやらせていただく。それが、本当の意味での観光地のおもてなし、ホスピタリティにつながるだろうというふうに思っております。

先ほど平成7年のお話もさせていただきましたが、そのとき、本当にいろいろハイキングコースやらハイキングコースじゃないところも回らせていただいて、笠置だけではなく、南山城も和束町もいろんなところをお見せいただきました。そして、その中で特に笠置の持つ、そういうウォーキング、ハイキング、そして観光資源というのは、他の市町村よりもかなり突出して優れているところがある。そして、笠置もてなし塾というのをつくられて、笠置山へ登られる方々に竹製の杖をつくられて、それをもって、どうぞお使いくださいというようなこともされておりました。大変すばらしい取り組みが、現在もそれが、竹の筒で杖が残っている、それが使われている。そしてまた、減ったらそれがつくられているというのがすごく私は感動しております。それを町民の方にお任せするのではなくて、もっと町に観光にかかわる、あるいはまちづくりにかかわる方々と一緒に、そういうもてなしの心の一環として、先ほどのトイレや、あるいは登山道の状況等も含めて、何がしかできないかということは今後早急に考えさせていただければなというふうに思っております。御指摘をいただきましたことは感謝を申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどの60万円の続きの話なんですけれども、そういった予算に使う場合、笠置山とかだけじゃなしに、例えば切山にこういった神社がある。先日も、京都市内から車で、こういったいいところがあるということで聞いて来たとおっしゃったおばあさん、50代の人やっただんですけれども、「笠置山はまだ違うんだな、笠置にこういういいところがあるんやな」という方がおられました。だから、そういう60万円の宣伝も、山だけじゃなしに、こういうハイキング道もある、そういったこともあるという宣伝も、エリア全体をしてほしいんですよ。

そして、また観音坂、あそこにも観音さんが、いいのがあります。あそこ、毎年毎月お参

りされている方があると思うんですけれども、花を供えたりしています。あそこも階段がある程度整備されている。ただ、木が、倒木になったり、そういったこともインスタでやれば、観光客も、あそこもこの前行って、そういったところへ来られている方が何人かおられるみたいですよ。そういったこともあるとか、例えば薬師堂の宣伝とか、笠置町全体の広報予算を、その宣伝じゃなしに、笠置町にはこんなこともあるという、今までの発想を変えて、60万円の予算の中で、今言われたものもそうですけれども、そういったところの発想もやっていただきたい。どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が本当に存じ上げていない観光の魅力といったものを御利用いただきまして、ありがとうございます。笠置というのはこれだけすばらしいところなんだ、住んでいる方々も誇りを持ってもらえる、ここに住んでいてよかったんだよと、すばらしいところなんだよということで、住民の方々が、ぜひ来てねと言ってもらえるような、そういう地域の魅力の掘り起こし、そういったものも、あわせてやらせていただければと思っております。

単に笠置山だけでなく、先ほど申した切山もございますし、横川を上がっていけば童仙房へ抜けられるというすばらしいハイキングコースもございます。秋はまたもみじもきれいでございます。そういう、新たなところではございませんけれども、これまで余り積極的に言ってこなかったようなところも笠置の魅力としてぜひ取り上げさせていただきたいと思っております。まだまだ知らないところがたくさんございます。御指導いただければと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本さん。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

先ほどもお聞きしたんですが、5,300万円の追加予算、そこで今回いこいに1,200万円を追加、このいこいについて、前回の指定管理料1,200万円、2,400万円を今期はつぎ込むということですか。大体当町の予算は15億8,400万円ですよ。その中で2,400万円をつぎ込まれると。それに対して、これは町民の税金ということになるんです。

ある議員が言うていました。以前、町長が言われたときに閉館という言葉も出ていました。町にとって、経済効果があれば続けなさいということですか。違うんですか。それで今まで続けてきたと思うんですよ。しかし、今2,400万円もつぎ込んで、その経済効果はどうか

とお聞きしたんですが、先ほどの町長の返答ですけれども、何を考えておられるのか、町長の返答が、町の予算の税金で、経済効果も試算できていなくてつき込む、この回答について町民は納得するんですか。その点、町長はどうお思いなんですか。以前から経済効果という言葉が出ているんですよ。それでも試算も何もできていない、こういう予算の組み方をやられたら、我々町民代表としてたまったものじゃないですよ。その点、町民に納得するような返答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料1, 200万円、また今度補正で1, 200万円をお願いしております。合わせて2, 400万円をお願いしている状況でございます。この1, 200万円につきましては、経済効果をももちろん求めていくわけですけれども、今3月31日までの最低限度の維持管理をしていく費用だということも御理解をしていただきたいと思っております。そういう維持管理をさせていただきながら、次の取り組みに進めてまいりたいと思っております。そういうことにおきましては、町民の皆さんの健康増進、また観光産業を発展する、またそういうことにおきまして経済効果が必ず生まれてくる、そのようなこいのあり方を必ず構築をしていきたい、そのような思いで取り組んでおりますので、これについては、最低限の維持管理をする経費だということも御理解をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

なかなか言いにくいんですけども、どうしても賛成しがたいと。すごい重要な予算もたくさんついている、先ほどお聞きした自殺対策の話もそうですし、デイサービスセンターの190万円もそうですし、本当にすごいつらい、寝られないぐらいきのうの夜も考えました。でも、やっぱりこいの予算に対して僕は納得ができないんですよ。いつまでたっても同じ状況で足踏みをしないとイケない。この間の指定管理業者もすごいマイナスを食らって出ていきましたし、笠置にとっていいイメージを持って出てはいかないですよ。まだ1, 200万円を投じると。この補正予算に、本当に誰が幸せになるのかということが、なぜここに入れてきたんやと。要るお金はわかるんですよ。でも、根拠がないんですよ、信じ

られる。ここが本当につらい。補正予算をつくる時は、もっと本当に吟味していただきたい。それこそ、執行部が嫌やとかそんなことで否定しているんじゃないんですよ。わかっていたきたい。

いこいの館のアンケート、30代、40代、50代、返答がめちゃくちゃ少ないじゃないですか。この事実、わかりますか。無関心なのかもう諦めているのか、あのアンケートでよかったのか。1,300人切った町で、まだアンケートでいいのか、タウンミーティングのほうがよかったんじゃないのか、いこいのことをどう考えているのか、みんなに本当に知ってもらえたんでしょうか。町長は、町民が理解していると、この1,200万円は投じて大丈夫だとさっき答弁されましたけれども、僕もバッチを外せば一町民です。僕は、町民として、今のこのいこいの予算に対してはやはり理解ができません。この思いを持って、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、現案に賛成者の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

議案第38号に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

今回、多分賛成、反対分かれると思います。それは、町民の代表なんで、それは、行政に対してのとか期待値のあらわれやと思っています。僕らも夢を語って、夢見て、前へ進もうとしています。行政の方たちも夢を持って、行政側は、さらにそれに実務が伴っていくと思うんです。その夢があって、町長は町の方針を決めていくと思うんです。町の方針が決まれば、行政はみんなそっちのほうを向いて動いていくと思うんです。

多分僕らが議員になってからずっと、今回の議員の皆さんの質問もそうやったと思うんですけれども、どの夢を持って、どちらの方向を向いて歩いて行っているんやという質問やと僕はとっています。反対討論みたいになってはありますけれども、僕はまだ期待はしています。ただ、今回この補正予算に関しては、賛成する人は多分賭けだと思うんです。特にいこいの予算に関しては。今までもそうやったんですけれども、僕らは、かけで丸のほうにかけていっているんです。最終的にこれがバツのほうに転がってしまうと、僕らは物すごく信用を失うわけです、住民に対して。ただ、それでも夢を持って、期待を持って、賛成のほうに手を挙げるんです。それをわかってもらいたいですよ。

きのうも、これに関して質問はやりましたけれども、ちゃんと夢を持って、実務をしてもらうのだからちゃんと説明はしてもらいたいです。今回もちゃんと説明ができていないという意見もありましたよね。たしかにそうだと思います。ただ、とめるわけにはいかない内

容がたくさん入っているので、賛成はします。ただ、反対意見が出ましたけれども、それこそもっと話し合っ、もっと前もって時間をつくって話し合っ、みんなで行く方向を決めていくというのも手やったんと違うかなと確かに思います。ただ、僕はまだ期待のほうに手を挙げたいので、これを賛成討論のかわりとします。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第38号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第39号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第39号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ339万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,214万9,000円とするものでございます。主な提案内容は、平成30年度保険給付費の実績精算によります国庫負担金と過年度返還金でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第39号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について、御説明させていただきます。

予算書の6ページをごらんください。

歳入から説明させていただきます。

6款繰入金、1項一般会計繰越金、4目低所得者保険料軽減繰入金で、168万9,000円を計上させていただいております。内容としましては、低所得者の保険料軽減に要する費用でございます。

続きまして、同款、同項、5目その他一般会計繰越金で、17万7,000円を計上させていただきます。内容としましては、事務費の繰入金でございます。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、152万8,000円を計上させていただきます。内容につきましては、前年度繰越金でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費で、17万7,000円を計上させていただきます。内容につきましては、消費税増税に伴います介護報酬改定の周知用パンフレットの作成でございます。

続きまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金で、321万7,000円を計上させていただきます。内容につきましては、介護給付費等の国庫負担金等の過年度分返還金でございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第39号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。第3日目は、9月25日午前9時30分から開会します。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時08分